

令和2年度第2回動物愛護推進協議会会議録

(1) さいたま市動物愛護推進員について

～意見募集1回目～

【門平会長】

任命報告については了解しました。

コロナ禍で推進員の活動にもいろいろ制約や支障が出ていると思われるので今後もサポートをよろしくお願いします。

推進員の集まりを年1回程度開催し、研修と交流の場を持つ必要性はないのかご検討ください。

【岡井委員】

コロナ禍での動物愛護活動など対面活動の難しさを実感します。推進員の方々におかれましても個人の活動を含め感染対策を取りながらの活動は難しいのが現状かと思われま

す。今後、活動における感染対策のノウハウ等を行政から推進員に提供されるなど、活動の環境を整えるサポートも一考かと思えます。

【松本委員】

①推進員同士で意見交換をすることで性格診断の精度を上げることを目的に今までは複数名での診断を行っていましたが今後は単身での実施を主とすることを検討いたします。

②感染症対策を講じた上で、推進員によるしつけ相談会の開催をご提案いたします。

(屋外での実施、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒、事前予約による人数制限 等)

【動物愛護ふれあいセンター】

現在、本市の市民利用施設におけるイベント等は、一律中止又は延期するよう指示が出ていますので、状況が落ち着きましたら対策を講じた上でのイベント開催を計画していきます。

～意見募集2回目～

【今泉委員】

岡井委員のご指摘を拝見して、コロナ禍で如何に愛護推進員さんが心身ともに大変だったかと思えました。いずれコロナ禍も収まって来るかと思いますが、コロナ前の社会に戻ることは無いとも言われています。そうであるならば、対面ですべきことと、対面以外でもできることを分けてみて、対面以外でできることは極力リモートで対応していくシステムを作っていく必要があるのだらうと思えます。市民がネットでいつでも相談・情報提供できて、愛護推進員さんとセンターさんだけが閲覧して応答できるようなプラットフォームを作ってはいかがでしょうか。そこで問題が解決できる場合もあるでしょうし、そこから得た情報の中で、対面での対応が必要なものを選び出すこともできます。さらに、状況をみて可能なようでしたら、オンライン相談会なども良いと思えます。行政によるオンラインでのサービスの提供は、市民のネット環境の公平性などから足踏みしてしまう事情もわかります。ですので、通常の掲示や対面での窓口、これまで開催してきたイベントなどは残したまま、試行してみたいかがでしょう。わたくしごとになりま

すが、私の職場（大学）でも昨年度はオンライン授業になりました。対面での繊細なコミュニケーションはできませんでしたが、学生にとっては、授業を何度も見直すことができるので理解をより深めることができ、教員にとっては、ネットを使うことによって学生からの質問や感想に個々に応答することができるので、むしろきめ細かな指導ができたと思います。新たな発見がありました。

また、愛護推進員さんにも参加してもらって、オンライン譲渡会などもご検討されたいかがでしょう。NHKが「家族になろうよ 犬と猫と私たちの未来」という番組でボランティアさんをネットでつないで保護犬・保護猫の紹介をしていましたが、まさにそのイメージです。もちろん、オンラインだけで里親とのマッチングまではできませんが、互いに選択したうえで対面することになるので、ボランティアさんや愛護推進員さんの作業の合理化に貢献できるのではないのでしょうか。

まずは、門平会長がご提案の推進員の連絡会をオンライン開催してみたいかがでしょう。

（２）動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

～意見募集 1 回目～

【門平会長】

これにより、心ないペット業者による劣悪な使用管理の条件が少しでも改善されることを期待します。

【岡井委員】

パブリックコメントの意見提出者及び延べ意見提出数が発表されていますが、国民の関心の高さがうかがえる数字でした。今回の改正のポイントとなる数値規制は、資料にもあるように誰もが明確に確実に理解できるよう具体的な数字が提示され、自治体（行政）が動物取扱事業者等に適切な改善、指導が出来ることを期待します。

～意見募集 2 回目～

【今泉委員】

飼養基準の数値化によって、行政指導が行ないやすくなる一方で、数値さえ守っていればそれでいいじゃないかという事業者さんも出てくるのが予想されるので、むしろ指導が難しくなる面もあるという見解もあります。

いずれにしても、この新基準が施行されると、管内すべての第一種、第二種事業者さんに対するの周知、書類審査での洗い出し、立入りによる検証、そして、経過措置などの配慮やきめ細かな相談と指導などなど、自治体の動物行政は間違いなく肥大化します。我がセンターさんは、難なくこなしていかれるのだらうと思いますが、難しい場合などは本協議会にもご相談いただけたらと思います。

（３）狂犬病予防注射について

～意見募集 1 回目～

【門平会長】

登録頭数と注射済交付数とのギャップをどのようにとらえたいのでしょうか。

また、接種率を上げる課題にはどのようなことが考えられますか。

【動物愛護ふれあいセンター】

・登録頭数と注射済票交付数のギャップについて

未注射の他、犬の死亡、転居による異動により、本来申請の必要があるお届をいただいていないことによるものも多くあると考えています。そのため現在市内で生存している登録のある犬は発表よりも少ないと考えられます。

・接種率の向上について

日頃の啓発の他、販売、譲渡等のタイミングでの声掛けが大事ではないかと考えています。また、今後マイクロチップ導入義務化（一般飼い主は努力義務化）により、登録の状況も将来的には今よりも正確になってくると思いますので、新しく飼い始めた方への行政からの周知もしやすくなるのではないかと期待しています。

【松本委員】

感染症対策を講じた上での実施であれば集合注射は問題ないと思います。

～意見募集2回目～

【今泉委員】

コロナ禍でありながら、令和元年と2年で接種率がそれほど変化しなかったという印象を持ちました。少し安心しました。ただ、センターさんのご回答（第1回意見書）にあるように、そもそも登録頭数が精緻なものではないので、接種率は一つの目安でしかないのですよね。狂犬病についての脅威が薄いのは本市に限ったことではありませんが、この周知は絶対に継続していかなければならないと思います。狂犬病が如何に怖い感染症であるのか、1950年代に死亡者数が50人を越えた時に如何に日本がパニックに陥って、その結果、狂犬病予防法ができてどれだけの犬が犠牲になったか、そして、犬だけではなく野生の哺乳類にもかかるので、日本だって発見されていないだけで罹患している野生動物がいない保証はないこと、でも、人間に感染させる可能性が高い犬にワクチンを打つだけで非常に高い予防効果があることなど、改めて、具体的に周知することが必要だと思います。このコロナの時期がむしろ好機かもしれませんね。

（4）市民参加の動物愛護活動を推進するために

～意見募集1回目～

【門平会長】

動物愛護行政は動物愛護団体やボランティア団体（自治会を含む）更にはペット業者との協力なしには前進しないと思います。

こうした活動は手間ひまがかかると共に思わぬ困難にぶつかることも多々あるかと思われま。こうした活動の現状についても協議会に報告していただきたいし、時には協議も必要かと考えますがいかがでしょうか。

関連して、市内の活動団体の状況について資料の提出を求めましたが、非公開を理由に明らかにしていただけませんでした。私は市民に公開することを求めているのではなく、協議会の委員で共有する情報として求めているものです。再度ご検討くださるようお願いいたします。

【動物愛護ふれあいセンター】

愛護に係る活動を行う方々は、個人、有志、団体等の様々な形で携わっていただいています。これらの活動を行うにあたっては、動物取扱業の登録対象にならなければ、活動そのものを把握することは困難です。活動される方から直接相談等があればその一端はわかるかもしれませんが、愛護活動をするにあたっての登録制度がなく、活動報告も義務ではないため、どのような活動がされる方が市内にどれだけいて、現にどのような活動をしているかの把握はできないので、お伝えできる情報がありません。

【岡井委員】

動物愛護団体（譲渡支援団体）とは、今後も今までと変わらずセンター収容動物の譲渡協力をお願いすることとし、市民参加の動物愛護活動を推進することを考えるのであれば、まず、さいたま市動物愛護推進員の活動を活用できないものかと思えます。市民でもある推進員が地域に存在することもその一助になるのではないかと考えます。

～意見募集2回目～

【門平会長】

言葉が足りないこともあって、私の真意がうまく伝わっていないように思われますので、具体的な例をあげて問題提起を致します。

<市民と動物愛護ふれあいセンターとの電話のやりとり>（以下センターと略す）

市民：「子猫を保護したが、預かってもらえないか」

センター：「やっていません」

市民：「預かってもらえるような団体とかを紹介してもらえないか」

センター：「やっていません」

市民：「じゃあ、どうしたらいいのか」

センター「・・・親猫の所へ戻すしかないですね」

同様のやり取りをされた複数の市民の方から「センターは何をやる役所なのか」「ちっとも役に立たない」等の苦情まじりの声が私に寄せられている。実は私自身も同じような体験をしている。

このような対応でいいのでしょうか。相談してきた市民の思いや子猫の今後に思いを寄せた対応はできないのでしょうか。市民の感覚とかけはなれた対応と言わざるをえません。まず子猫を安全な場所に確保し、その上で必要な手続きを経てふさわしい飼い主のもとへ引取られるといったルートへつなげることはできないのでしょうか。センターが全てをやれと言ってるのではありません。センターはこのような相談を受けたら、必要な調査をして方向性を出し、団体や個人と協力して対処していけばいいのではないのでしょうか。そのためには、ふだんから団体や個人との良好な関係づくりが欠かせません。私はそのための基礎資料として譲渡会や団体に関する情報の提供を求めたのです。もちろん団体や個人には各々の考えや歴史があり、それ故、行政とのスタンスのとり方もさまざまに難しい点もあって労力や時間がかかるかと思われそうですが、一緒にシステムやネットワークをつくっていかなければ、動物愛護行政の前身は困難ではないでしょうか。

【今泉委員】

行政として、市内の譲渡支援団体とその譲渡会の現状を確認するのが難しい理由は、譲渡支援団体も動物愛護法において第二種取扱業として届出が義務づけられている一方で、飼養頭数が10頭未満で活動している団体や個人は適用除外されていることにあります。譲渡支援の主役は、何と言っても小規模の団体や個人のボランティアです。従いまして、法的根拠がない中で行政が市内の支援活動団体の全容を把握するのは非常に難しいのが現実だと思います。

ただ、門平会長がご指摘されているように、支援活動団体の活動内容を把握し、問題があれば解決に向けて貢献する機能が協議会にもあるべきだろうと私も思います。個別に支援活動している方々どうしが連携する、または、そういう方々と地域の自治会や企業が連携することができたら、地域の動物愛護が数段、進化することは間違いありません。その橋渡しをする機能をどこかが担わなければならないのですが、センターとその下部組織である協議会が担うためには越えなくてはならないハードルが幾つかありそうですね。

ボランティア登録制度やボランティア連絡会などを作って、地域の支援活動団体やボランティアを束ねていこうとしているセンターや自治体もありますが、私が知る限り、そこには動物愛護ボランティア活動支援が生涯教育支援事業と位置づけられていて、動物のためだけではなく、市民のための事業であることが、議会の議事録や自治体の基本構想などで明確にされています。そのような法的・政治的裏付けの存在が、行政（センター）が業務を行なううえで必要であることは言うまでもありません。

しかし、仮にそういった明確な法的・政治的裏付けが無い場合でも、市民自らが連携の骨格を作ろうと動いたならば、行政は必ず支援の方向に動くはずで、何かきっかけとなる仕組みが必要かと思えます。

例えば、第2回報告にいただいたように、本市には、届出されている支援活動団体（10団体）や独自に保護譲渡活動されている大手企業（ニュースにもなっていますよね）がおられるので、そういう団体さんにお声をかけて、前述したようなオンライン共同譲渡会などを開催し、そこに参加してくれる小規模団体や個人の方々を少しずつネットワークしていただくような取組みを持ちかけてみてはいかがでしょうか。もちろん、小規模団体さんや個人の方々へのフォローは、まさに岡井委員がご提案されているように、動物愛護推進員さんのお力が不可欠だと思います。そして、ネットワークができて、次の段階として地域猫活動の方々や自治会とも情報共有できるようになれば、救える命は格段に増えるのではないのでしょうか（夢を見過ぎかもしれませんが）。いずれにしましても、センターさん（協議会も）には、ネットワークをつくる段階でフォローしていただく。ネットワークができた段階で、必要な支援事業をおこしていただく。あくまでもネットワークは市民主体の組織。そういった流れが、持続性のうえでも理想的ではないかと思えます。本協議会で可能性を探ってみるのはいかがでしょうか。

【動物愛護ふれあいセンター】

先ず、猫に関する電話対応について相談者に不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。

御意見の譲渡会や団体に関する情報提供についてですが、センターの譲渡の流れは、保護収容→公示→一般市民向け譲渡となり、本市に協力をいただいている認定譲渡団体は、直ちに一般市民に譲渡することが困難な場合（なかなか見つからない、重篤ではないが病気がある等）に支援

をいただいています。言わば、この分野に特化してご協力いただいているものです。それぞれの団体の平時における活動については逐次報告をいただいているわけではありませんが、コロナ禍でなくても保護から譲渡までにたいへんな御苦勞をされているのは存じております。そのため、団体の皆さんの活動等を明らかにすることによってこれまで以上に相談等が増え、さらなる負荷がかかることを団体の皆さんは心配されています。

そのような中で何らかの理由により引取りや保護を求める相談は年間 1,000 件を超え、この全ての猫を引き取る形で行政、団体が対応することは現実的には難しく、保護すべきかどうかの判断は必要と考えています。

門平会長の、今後の愛護行政をより充実させていくためという今回のネットワークづくりの御提案については、協議会の柱としていただいた御意見であると思います。現在協力をいただいている各団体に先ずはお伝えし、御意見を伺いながら活動に活かしていきたいと思います。

(5) その他

～意見募集 1 回目～

【岡井委員】

ペット飼養者のコロナ感染にかかわる相談はありますでしょうか？
その際の対応などありましたらお教えてください。

【動物愛護ふれあいセンター】

一般市民から、もし自分が陽性となったとき、また、家族も濃厚感染者になり、結果動物の世話をする人がいなくなったときにどうすればいいのかという相談がありました。また、預かり業を行っている取扱業者からは、飼い主から相談があった場合にどのように動物を扱えばよいのかという相談でした。

本市では、今後を心配するのであれば、予め預け先を探しておく(相談しておく)こと、動物の取扱いについては、東京都が公開している情報に具体的な記述があり、本市も参考としているのでよいと紹介しています。

本市の動物収容施設はセンターのみであり、今は来場をご遠慮いただいているものの、広く市民にお越しいただく性格の施設です。また、通常業務の中で保護された動物がいますので、センターの限られた空間の中で、人や動物に対し新たな感染源にならないよう並行して通常業務を行うことは、現状人的(職員の配置)にも施設のにも困難であると判断しています。そのため、コロナ感染が疑われる者若しくは陽性者が飼育していた動物の預かりは実施していません。